

県産木材の利用促進等に関する指針の概要

「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」第12条の規定に基づき制定した「県産木材の利用促進等に関する指針(H30.3制定)」が令和2年度末をもって終期を迎えます。

制定後の情勢変化を踏まえ、さらなる県産木材の利用促進を図るため、現行指針を見直し、令和3年度からの指針を策定しましたので公表します。

1 指針の趣旨

県産木材の利用促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、取組方針、目標及び施策の基本となる事項等を定めたもの

2 指針の期間

令和3～7年度

3 取組方針

建築用と燃料用の2本柱により、県産木材を余すことなく活用することで、「植える、育てる、利用する」のサイクルが円滑に回る「資源循環型林業」を構築し、多面的機能が発揮される森林を将来に引き継いでいく。

4 目標（主なもの）

- (1) 主伐・再造林面積 : 33ha(R1) → 50ha(R7)
- (2) 県内製材工場の県産木材製品出荷量 : 46千 m^3 (R1) → 65千 m^3 (R7)
- (3) 公共施設における県産木材使用量 : 1,300 m^3 (R1) → 2,000 m^3 (R7)

5 推進体制（「ひょうごの木」利用拡大協議会の設置）

川上から川下までの全ての関係者が参画し、分野、地域ごとに目標や課題、対応施策等を共有することで、主体的な県産木材利用の実践を促す。

6 施策の内容（主なもの）

(1) 県産材の安定供給の推進

① 林業経営体の育成強化

- ・長期的な森林経営を見据えた森林施業プランナーの企画提案力等の向上

② 主伐・再造林の推進

- ・低コストで効率的な主伐・再造林の普及モデル構築
- ・県産苗木の供給体制整備 等

(2) 県産木材の加工流通体制の整備

- ・県内製材工場への大径材加工設備の導入促進
- ・木材加工施設等の生産拠点の形成 等

(3) 県産木材の利用促進

① 公共・民間施設における県産木材の利用推進

- ・ 公共施設における率先的な木造・木質化の取組と民間施設への波及
- ・ 波及効果の高い民間施設の木質化支援、木造・木質化に向けた技術者や建築主への情報発信 等

②住宅における県産木材の利用推進

- ・ 県産木材を使用した木造住宅建築に取組む工務店の拡大 等

(4) 木質バイオマスの利用促進

- ・ 林業経営体等を構成員とする協議会に対しての原木供給計画の策定支援や進捗管理、仕分け用の山土場整備の推進等

(5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進

- ・ 県民全体で森林を支える取組や災害に強い森づくりの推進

(6) 県産木材の利用促進等を担う人材の育成

- ・ 次代を担う新規林業就業者の確保や森林クラウド等先進技術等を活用できる人材の育成

(7) 普及啓発

- ・ 県産木材の利用意義や木材の良さ等に係る県民への普及

(8) 市町に対する支援

- ・ ひょうご森づくりサポートセンターを通じた森林整備や木材利用に関する技術的助言等